

# 国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令（平成 30 年総務省令第 61 号）の概要

## 1 制定の背景

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令（平成 30 年総務省令第 61 号）を制定する必要がある。

## 2 制定省令の概要

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下、「機構」という。）が改正法による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）附則第 8 条第 2 項に規定する業務を行うにあたり、同条第 4 項第 1 号に規定する特定アクセス行為において入力する識別符号の基準及び当該業務を行うに際して作成する実施計画への記載事項等に関する総務省令の制定を行うもの。

具体的には、以下の内容を規定する。

- ・ 識別符号の基準  
パスワードを規定する場合、8 文字以上であること及び容易に推測されるもの以外のものであること
- ・ 実施計画への記載事項  
機構が特定アクセス行為により取得する情報の安全管理措置など

## 3 施行期日

改正法附則第 1 条本文の施行の日（平成 30 年 11 月 1 日）